

建設業者等の指名停止について

令和3年4月21日
阿賀野市総務部管財課

1 指名停止措置業者

森松工業 株式会社
岐阜県本巣市見延 1430-8

2 指名停止期間

令和3年4月22日から令和3年5月21日まで(1箇月)

3 指名停止の理由

執行役員1名(水道事業部西日本ブロック統括部長)が、兵庫県赤穂市が発注する配水池整備工事の入札に関し、令和3年1月23日、贈賄の容疑で兵庫県警本部に逮捕されたことが、阿賀野市建設工事請負業者指名停止措置要領第2条第1項(別表第2、第3号)に該当するため。